

# 健康保険被扶養者 判定チェック



**日本橋浜町社会保険労務士事務所**

記載内容について生じた損害は負いかねます

**あなたの被扶養者にしたいご家族についてお伺いします**

**そのご家族は後期高齢者医療制度（75歳以上または一定の障害のある65歳以上）に該当しないですか？**

**後期高齢者医療制度とは？**

75歳以上のご家族でも国内に住民登録の無い海外居住者等は後期高齢者医療制度に該当しないので、その方の扶養の認定は保険者(協会けんぽ・健康保険組合)にお問い合わせください

ひとつ前  
にもどる

はい  
該当しない

いいえ  
該当する

## 後期高齢者医療制度とは？

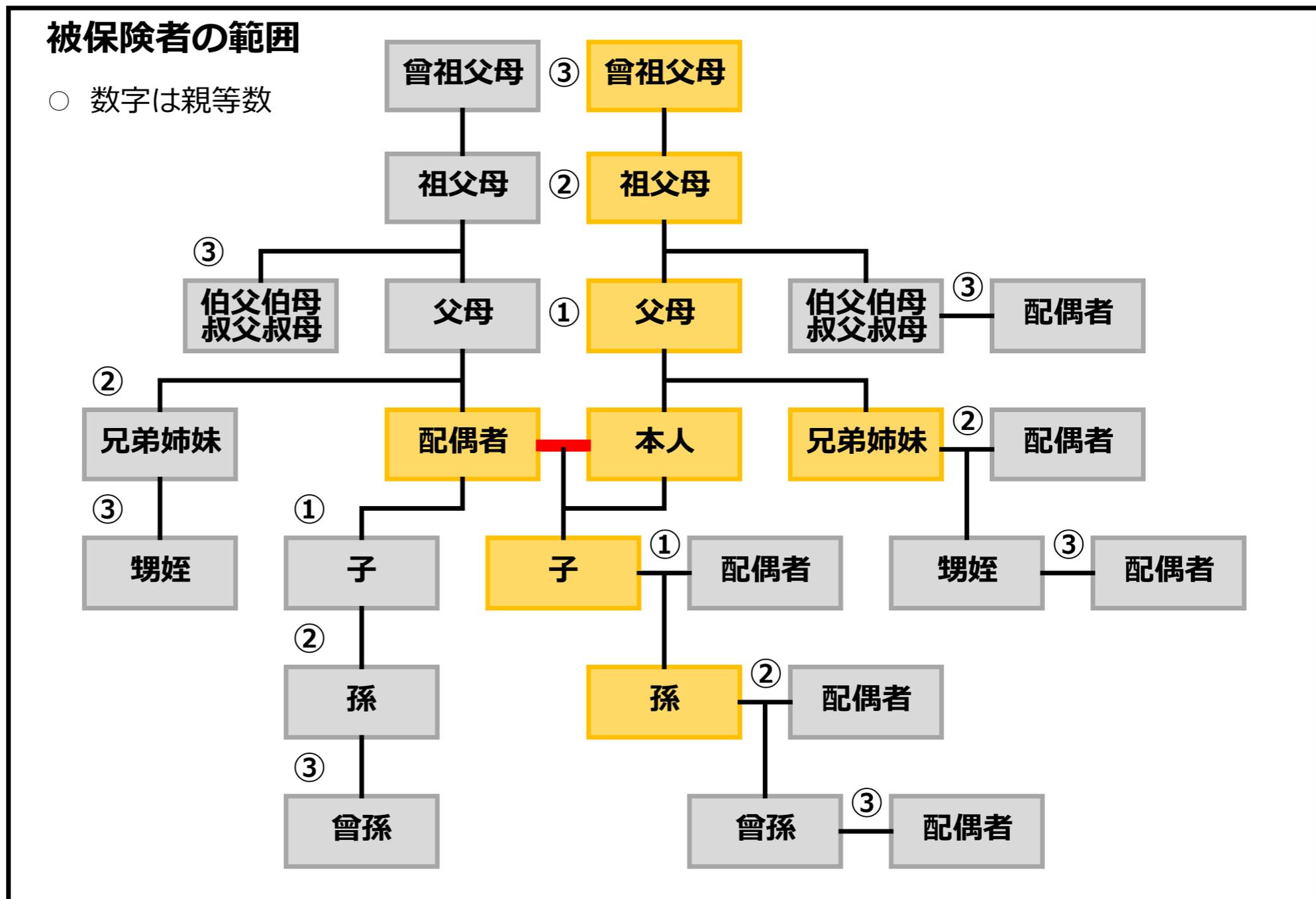
<b>対象者</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 75歳以上の方</li><li>・ 申請をして一定の障害のあると広域連合から認定を受けた65歳以上の方（申請は任意です）</li></ul> <u>一定の障害の具体例</u>
<b>医療費の自己負担額</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 原則は1割負担</li><li>・ 現役並み所得者は3割 <u>自己負担額の決定方法</u></li></ul>
<b>保険料</b>	「均等割額」および所得に応じて賦課される「所得割額」の合計が、個人の保険料となります（上限や軽減措置あり）

**65歳から74歳で障害をお持ちの方は健康保険等の現在加入している医療制度か後期高齢者医療制度の加入(申請)をするか選択が可能です**  
保険料負担はありますが、1割負担の該当者は後期高齢者医療制度の方がトータルで安くなる場合もあります(健康保険は3割負担)

もどる

そのご家族はあなたの直系尊属、配偶者（内縁関係含む）、子、孫、兄、姉、弟、妹、のいずれかにあたりますか？

被扶養者の範囲の中のオレンジ色に該当するご家族



ひとつ前にもどる

はい

いいえ

# そのご家族は健康保険の被扶養者には加入できません

ただし、65歳から74歳の障害をお持ちの方は後期高齢者医療制度の加入申請は任意なので、他の要件を満たして被扶養者に該当する場合は、どちらかを選択できます  
(保険料と医療費の負担割合を考えて判断してください)

**判定結果はあくまでも参考です**

**ご不明な点がございましたら、  
保険者(協会けんぽ・健康保険組合)にお問い合わせください**

ひとつ前  
にもどる

タイトルに  
もどる



# そのご家族は健康保険の被扶養者には加入できません

判定結果はあくまでも参考です

ご不明な点がありましたら、  
保険者(協会けんぽ・健康保険組合)にお問い合わせください

ひとつ前  
にもどる

タイトルに  
もどる

**そのご家族はあなたと「同居」していますか？**

**「同居」とは、同じ家で寝食を共に一緒に暮らしている場合で、原則住民票も同一世帯であることが必要となります**

**内縁関係の配偶者が死亡したときの「配偶者の父母および子」は、その配偶者の死後も引き続きあなたと同居している場合が該当します**

**ただし一緒に住んでいなくても、病院の入院・単身赴任・老人ホームの入居等の場合は状況により同居とみなされる場合があります  
詳細は保険者(協会けんぽ・健康保険組合)にご確認ください**

ひとつ前  
にもどる

はい

いいえ

**そのご家族はあなたと「同居」していますか？**

**「同居」とは、同じ家で寝食を共に一緒に暮らしている場合で、原則住民票も同一世帯であることが必要となります**

**内縁関係の配偶者が死亡した場合の「配偶者の父母および子」は、その配偶者の死後も引き続きあなたと同居している場合です**

**ただし一緒に住んでいなくても、病院の入院・単身赴任・老人ホームの入居等の場合は状況により同居とみなされる場合があります  
詳細は保険者(協会けんぽ・健康保険組合)にご確認ください**

ひとつ前  
にもどる

はい

いいえ

# そのご家族は健康保険の被扶養者には加入できません

判定結果はあくまでも参考です

ご不明な点がありましたら、  
保険者(協会けんぽ・健康保険組合)にお問い合わせください

ひとつ前  
にもどる

タイトルに  
もどる

# そのご家族は健康保険の被扶養者には加入できません

判定結果はあくまでも参考です

ご不明な点がありましたら、  
保険者(協会けんぽ・健康保険組合)にお問い合わせください

ひとつ前  
にもどる

タイトルに  
もどる

**そのご家族はあなたと「家計を共に」していますか？**

**「家計を共に」とは、食事や住まいの費用が一緒であるということです**

**同居をしていますが、お互いに独立した生活を送り、食事や住まいの費用なども別々に負担していれば、家計を共にしているということにはなりません**

**ひとつ前  
にもどる**

**はい**

**いいえ**

**そのご家族はあなたと「家計を共に」していますか？**

**「家計を共に」とは、食事や住まいの費用が一緒であるということです**

**同居をしていますが、お互いに独立した生活を送り、食事や住まいの費用なども別々に負担していれば、家計を共にしているということにはなりません**

**ひとつ前  
にもどる**

**はい**

**いいえ**

# そのご家族は健康保険の被扶養者には加入できません

判定結果はあくまでも参考です

ご不明な点がありましたら、  
保険者(協会けんぽ・健康保険組合)にお問い合わせください

ひとつ前  
にもどる

タイトルに  
もどる

# そのご家族は健康保険の被扶養者には加入できません

判定結果はあくまでも参考です

ご不明な点がありましたら、  
保険者(協会けんぽ・健康保険組合)にお問い合わせください

ひとつ前  
にもどる

タイトルに  
もどる

**あなたはそのご家族の年収月額(年収÷12)と同額以上の金額を毎月仕送り(送金)していますか？**

**(ご家族の月収があなたからの毎月の仕送り額を下回っていますか？)**

**別居中の扶養にしたいご家族が住んでいる家賃や光熱費をあなたが支払っている場合は、その金額も仕送り額に入れることができます**

**仕送りを現金でご家族に手渡している場合は金額を確認できないため、健康保険組合では扶養の認定基準を満たす仕送りをしていると認められないことが多いので、事前に健康保険組合にご確認ください**

ひとつ前  
にもどる

はい

いいえ

# そのご家族は健康保険の被扶養者には加入できません

判定結果はあくまでも参考です

ご不明な点がありましたら、  
保険者(協会けんぽ・健康保険組合)にお問い合わせください

ひとつ前  
にもどる

タイトルに  
もどる

**そのご家族の年収はあなたの年収の半分未満ですか？**

**ただし年収の半分以上ある場合でも、ご家族の年収があなたの年間収入を上回らず、生計状況を総合的に考えて、あなたがその世帯の生計維持の中心的役割を果たしていると保険者が認めるときは、要件を満たすことがあります**

**詳細は保険者(協会けんぽ・健康保険組合)にご確認ください**

ひとつ前  
にもどる

はい

いいえ

**そのご家族の年収はあなたの年収の半分未満ですか？**

**ただし年収の半分以上ある場合でも、ご家族の年収があなたの年間収入を上回らず、生計状況を総合的に考えて、あなたがその世帯の生計維持の中心的役割を果たしていると保険者が認めるときは、要件を満たすことがあります**

**詳細は保険者(協会けんぽ・健康保険組合)にご確認ください**

ひとつ前  
にもどる

はい

いいえ

# そのご家族は健康保険の被扶養者には加入できません

判定結果はあくまでも参考です

ご不明な点がありましたら、  
保険者(協会けんぽ・健康保険組合)にお問い合わせください

ひとつ前  
にもどる

タイトルに  
もどる

# そのご家族は健康保険の被扶養者には加入できません

判定結果はあくまでも参考です

ご不明な点がありましたら、  
保険者(協会けんぽ・健康保険組合)にお問い合わせください

ひとつ前  
にもどる

タイトルに  
もどる

**そのご家族の年収は総額で130万円未満**

**(年齢60歳以上または障害厚生年金受給要件に該当する程度の障害者は180万円未満)ですか？**

**年収は今後の収入見込み額で考えます (以下の例は協会けんぽの場合)**

**60歳未満**

給与(年金)収入 月額108,333円以下 各種給付金 日額3,611円以下

**60歳以上または障害者**

給与(年金)収入 月額149,999円以下 各種給付金 日額4,999円以下

**(各種給付金：失業給付・傷病手当金・出産手当金・労災休業補償など)**

**給与収入は今まで年収の総額を超えていても、退職などで今後下回る  
ことが見込まれる場合は「はい」に該当します**

**年収に含まれるものとは？**

ひとつ前  
にもどる

はい

いいえ

**そのご家族の年収は総額で130万円未満**

**(年齢60歳以上または障害厚生年金受給要件に該当する程度の障害者は180万円未満)ですか？**

**年収は今後の収入見込み額で考えます (以下の例は協会けんぽの場合)**

**60歳未満**

給与(年金)収入 月額108,333円以下 各種給付金 日額3,611円以下

**60歳以上または障害者**

給与(年金)収入 月額149,999円以下 各種給付金 日額4,999円以下

**(各種給付金：失業給付・傷病手当金・出産手当金・労災休業補償など)**

**給与収入は今まで年収の総額を超えていても、退職などで今後下回る  
ことが見込まれる場合は「はい」に該当します**

**年収に含まれるものとは？**

ひとつ前  
にもどる

はい

いいえ

**そのご家族の年収は総額で130万円未満**

**(年齢60歳以上または障害厚生年金受給要件に該当する程度の障害者は180万円未満)ですか？**

**年収は今後の収入見込み額で考えます (以下の例は協会けんぽの場合)**

**60歳未満**

給与(年金)収入 月額108,333円以下 各種給付金 日額3,611円以下

**60歳以上または障害者**

給与(年金)収入 月額149,999円以下 各種給付金 日額4,999円以下

**(各種給付金：失業給付・傷病手当金・出産手当金・労災休業補償など)**

**給与収入は今まで年収の総額を超えていても、退職などで今後下回る  
ことが見込まれる場合は「はい」に該当します**

**年収に含まれるものとは？**

ひとつ前  
にもどる

はい

いいえ

## 年収に含まれるものとは？

保険者によって若干取り扱いが異なります

「年収」は、課税収入(給与・賞与・老齢年金など)および非課税収入(通勤手当・恩給・仕送り・失業給付金・労災給付金・傷病手当金・出産手当金・障害年金・遺族年金など)全て**含みます**

上記の他にも不動産の賃貸収入や副業による収入等、常態として継続性を有する収入も**含みます**

不動産の売却収入は一時的な収入なので、原則「年収」に**含みません**

### 自営業の場合

売上高 - (売上原価(仕入) + 減価償却費と青色申告控除額を除いた必要経費)  
= **収入額とみます**

もどる

## 年収に含まれるものとは？

保険者によって若干取り扱いが異なります

「年収」は、課税収入(給与・賞与・老齢年金など)および非課税収入(通勤手当・恩給・仕送り・失業給付金・労災給付金・傷病手当金・出産手当金・障害年金・遺族年金など)全て**含みます**

上記の他にも不動産の賃貸収入や副業による収入等、常態として継続性を有する収入も**含みます**

不動産の売却収入は一時的な収入なので、原則「年収」に**含みません**

### 自営業の場合

売上高 - (売上原価(仕入) + 減価償却費と青色申告控除額を除いた必要経費)  
= **収入額とみます**

もどる

## 年収に含まれるものとは？

保険者によって若干取り扱いが異なります

「年収」は、課税収入(給与・賞与・老齢年金など)および非課税収入(通勤手当・恩給・仕送り・失業給付金・労災給付金・傷病手当金・出産手当金・障害年金・遺族年金など)全て**含みます**

上記の他にも不動産の賃貸収入や副業による収入等、常態として継続性を有する収入も**含みます**

不動産の売却収入は一時的な収入なので、原則「年収」に**含みません**

### 自営業の場合

売上高 - (売上原価(仕入) + 減価償却費と青色申告控除額を除いた必要経費)  
= **収入額とみます**

もどる

# そのご家族は健康保険の被扶養者には加入できません

判定結果はあくまでも参考です

ご不明な点がありましたら、  
保険者(協会けんぽ・健康保険組合)にお問い合わせください

ひとつ前  
にもどる

タイトルに  
もどる

# そのご家族は健康保険の被扶養者には加入できません

判定結果はあくまでも参考です

ご不明な点がありましたら、  
保険者(協会けんぽ・健康保険組合)にお問い合わせください

ひとつ前  
にもどる

タイトルに  
もどる

# そのご家族は健康保険の被扶養者には加入できません

判定結果はあくまでも参考です

ご不明な点がありましたら、  
保険者(協会けんぽ・健康保険組合)にお問い合わせください

ひとつ前  
にもどる

タイトルに  
もどる

**そのご家族の生計は、「主として」あなたからの日常・継続した援助によって成り立っていますか？**

ひとつ前  
にもどる

はい

いいえ

**そのご家族の生計は、「主として」あなたからの日常・継続した援助によって成り立っていますか？**

ひとつ前  
にもどる

はい

いいえ

**そのご家族の生計は、「主として」あなたからの日常・継続した援助によって成り立っていますか？**

**ひとつ前  
にもどる**

**はい**

**いいえ**

# そのご家族は健康保険の被扶養者には加入できません

判定結果はあくまでも参考です

ご不明な点がありましたら、  
保険者(協会けんぽ・健康保険組合)にお問い合わせください

ひとつ前  
にもどる

タイトルに  
もどる

# そのご家族は健康保険の被扶養者には加入できません

判定結果はあくまでも参考です

ご不明な点がありましたら、  
保険者(協会けんぽ・健康保険組合)にお問い合わせください

ひとつ前  
にもどる

タイトルに  
もどる

# そのご家族は健康保険の被扶養者には加入できません

判定結果はあくまでも参考です

ご不明な点がありましたら、  
保険者(協会けんぽ・健康保険組合)にお問い合わせください

ひとつ前  
にもどる

タイトルに  
もどる

# **そのご家族は健康保険の被扶養者に参加できる 可能性があります**

**判定結果はあくまでも参考です**

**ご不明な点がありましたら、  
保険者(協会けんぽ・健康保険組合)にお問い合わせください**

**ひとつ前  
にもどる**

**タイトルに  
もどる**

# **そのご家族は健康保険の被扶養者に参加できる 可能性があります**

**判定結果はあくまでも参考です**

**ご不明な点がありましたら、  
保険者(協会けんぽ・健康保険組合)にお問い合わせください**

**ひとつ前  
にもどる**

**タイトルに  
もどる**

# **そのご家族は健康保険の被扶養者に参加できる 可能性があります**

**判定結果はあくまでも参考です**

**ご不明な点がありましたら、  
保険者(協会けんぽ・健康保険組合)にお問い合わせください**

**ひとつ前  
にもどる**

**タイトルに  
もどる**